

○ 延長手続を採って、延長した期限までに開示決定等がされなかったもの(資料3)

行政機関名	件名	受付年月日	延長後の期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	国連海洋法条約に基づき、日本が韓国近海で海洋調査を実施するに当たり、韓国に事前申請した書類一式及び韓国側の回答(2000年以降)	H17.11.2	H18.1.1	H18.7.6	186	北朝鮮による弾道ミサイル発射、核実験実施発表に対する対応や六者会合への対応等当初予想し得なかった事務の増加により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	昭和48年10月(モスクワ・クレムリン宮殿) 田中・ブレジネフ会談の記録	H18.1.26	H18.3.27	H18.5.19	53	開示請求に係る行政文書の開示・不開示の審査に慎重な判断が求められ、かつ、他の事務が繁忙であったため。また、同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため。
	記者クラブ配布資料のうち外務省ホームページ上に掲載していないものの全て(対象期間06年1月1日～4月末日)	H18.5.8	H18.7.7	H19.3.29	265	「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全う」という情報公開法の目的を踏まえ、国民への正確かつ適切な情報公開に努めるべく、大量の文書を広範囲の課室と協議し、個人等に関する重要な情報が含まれている文書については慎重な審査を行ったところ、対象文書の審査に予想外の時間を要したため。
	米国立公文書館が所蔵する別添の米国政府作成の公文書である“OKINAWA REVERSION - FINANCIAL ARRANGEMENTS”に明記されている沖縄返還に伴う財政措置に関する日米両政府間の4項目の合意事項	H18.5.2	H18.7.1	H18.9.14	75	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。
	「対中政策」(分類:経済協力一国別開発協力1-各国 作成(取得)時期:2000年4月6日ファイル中の文書	H18.6.13	H18.8.12	H18.8.28	16	開示請求の対象となりうる行政文書が大量で、それらが開示請求の対象となるか否かの調査、対象行政文書の開示・不開示の審査等に慎重な判断が求められ、また、省内協議に時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	延長後の期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	1954年(昭和29年)のラストボロフ事件との関係がある文書	H18.8.8	H18.10.7	H19.3.9	153	開示請求に係る行政文書の開示・不開示の審査に慎重な判断が求められ、かつ、他の事務が繁忙であったため。また、開示請求受付後、北方四島周辺水域における日本漁船銃撃・拿捕事件を始めとする当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	1990年2月21日に開催された第6回シハヌーク、フンセン会談(バンコク)の記録。また、日本がこの会議をどう見ていたのかわかる文書	H18.8.23	H18.10.22	H18.10.31	9	開示請求受付後、急遽要人訪日が決まり、当初予想しなかった業務が繁忙であったため。
	1974年1月9日～10日の田中角栄総理のタイ訪問時の反日運動に関する背景、見通しなどを示す資料	H18.8.23	H18.10.22	H18.12.11	50	開示請求受付後、タイの政変等による当初予想しなかった業務が繁忙であったため。
	1974年1月10日 バンコクにおける田中角栄総理とタイの学生代表との意見交換の議事録及び日本外務省の所見がわかる資料	H18.8.23	H18.10.22	H18.12.15	54	開示請求受付後、タイの政変等による当初予想しなかった業務が繁忙であったため。
	1990年6月4、5日に開催された「第7回シハヌーク、フンセン会談」(東京)の全体会議の様子がわかる文書(6/4 AM9:00～開会、6/5 PM19:00～閉会)(中山外務大臣の挨拶や出席者の座席位置など)	H18.8.24	H18.10.23	H18.10.31	8	開示請求受付後、急遽要人訪日が決まり、当初予想しなかった業務が繁忙であったため。
	外務省が設宴などでワインを使用する際、その基準を定めた文書	H18.9.19	H18.11.18	H18.12.15	27	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	延長後の期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	1986年10月、OECDの援助に関する取り決めのさいにアメリカのレーガン大統領(当時)が日本の中曽根総理に送ったとされる文書	H18.9.20	H18.11.19	H19.2.15	88	請求内容中「OECDの援助に関する取り決め」の内容が明確でなく、又、請求者に問い合わせでも特定されなかった結果、全省的に1986年前後の相当大量の文書を探索の対象とせざるを得なかったため。
	日米政策企画協議 議事録 1971年5月19日	H18.9.22	H18.11.13	H19.3.30	137	開示等決定に係る省内決裁に予想以上に時間を要したため。
	「ポップカルチャーの活用に関する在外公館のアイデアについて」の作成の基となった原資料	H18.12.5	H19.2.3	H19.3.27	52	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、特定の個人又は法人に関する情報、他国との信頼関係に係る情報、国の機関が行う事務に関する情報であり、公にすることにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が数多く含まれており、対象文書の審査に時間を要したため。
	記者クラブ配付資料のうち外務省ホームページ上に掲載していないもの全て。 * 対象期間06年10月1日～12月末日	H19.1.16	H19.3.17	H19.3.30	13	「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全う」という情報公開法の目的を踏まえ、国民への正確かつ適切な情報公開に努めるべく、大量の文書を広範囲の課室と協議し、個人等に関する重要な情報が含まれている文書については慎重な審査を行ったところ、対象文書の審査に予想外の時間を要したため。
厚生労働省	特定保健用食品「ファイバーパーラーフルーツミックス」の表示許可申請書及び審査申請書類	H18.2.27	H18.4.16	H18.5.2	16	対象となる行政文書の第三者意見照会に予想外の時間を要したため。